

第1章

安全・安心な生活を**守る**まち



△大分県防災航空隊との合同訓練

第1節 防災

第3節 交通安全

第5節 河川・海岸

第2節 防犯

第4節 消防・救急・救助

第6節 消費者保護

第1節 防災

現状と課題

近年は大地震をはじめ、大型化する台風や数十年に一度あるかないかと言われるような記録的大雨等による大規模災害が毎年のように日本列島各地で発生し、甚大な被害を及ぼし、尊い命が奪われており、防災に対する意識が以前に増して高まってきています。

本市においても、南海トラフ巨大地震をはじめとした地震や洪水・土砂災害などの大規模災害がいつ発生してもおかしくないため、「市民の生命、身体及び財産を災害から守る」という防災の理念のもと、地域防災計画の見直しやハザードマップ^{*1}の作成、防災行政無線の整備、自主防災組織の活性化、土砂災害防止対策などに努めてきました。

今後も起こりうる災害に備え、自主防災組織の活性化や人材の育成、災害時の円滑な情報伝達手段の確保を図るとともに、防災意識の啓発や防災訓練の実施などによる防災活動の推進、備蓄品の整備・充実や災害時要支援者対策などによる避難体制の構築が求められます。

また、災害による被害の軽減を図るには、自助・共助による助け合いの精神も大切であり、この意識の向上や啓発、防災訓練の推進を図るとともに、避難場所や避難経路の確保、土砂災害対策、老朽ため池対策など未然防止の充実にも取り組む必要があります。

施策の方針

自主防災組織の活性化や人材の育成、災害時の円滑な情報伝達の手段の確保、防災訓練の実施等による防災活動の推進、土砂災害対策等による未然防止の充実に努め、市民の生命、身体及び財産を災害から守る取り組みを推進します。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値を記載】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	自主防災組織の避難訓練実施率	%	18.3	50

【用語解説】

*1 ハザードマップ・・・自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもので、予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示

主 要 施 策

1 防災体制の充実

- ①自主防災組織の設立及び活動を促進するとともに、リーダーとなる人材を育成します。
- ②関係機関及び県下各自治体並びに友好都市等との連携を強化します。
- ③災害時協力事業所としての登録を促進するとともに、災害時応援協定の締結等により、官民が一体となった災害対応能力の強化に努めます。

2 防災活動の推進

- ①災害時の情報伝達手段となる防災行政無線や、近年急速に普及したスマートフォンを活用した防災アプリの導入、SNSの活用、高齢者や障がい者へのFAXや電話への送信サービス等の多様な手段の充実に努めます。
- ②広報・ホームページなど各種媒体を活用して、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、防災知識を習得する機会の充実に努めます。
- ③災害対応の実行性を高めるため、関係機関が参加した総合防災訓練を実施します。
- ④災害応急対策を迅速かつ円滑に行えるように、地域防災計画の周知徹底に努めます。

3 避難体制の充実

- ①避難場所や延焼防止の機能を持つ公園や避難路等の確保に努めます。
- ②速やかな避難行動が行えるように、非常持ち出し品の普及啓発に努めます。
- ③避難生活が円滑に行えるように、災害時非常用備蓄品の整備・充実に努めます。
- ④防災マップの普及啓発やハザードマップの作成に取り組みます。
- ⑤避難時や避難場所で、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（災害時要配慮者）が、安全・安心に生活できるように災害時要配慮者対策の充実を図ります。
- ⑥観光客や外国人にも配慮した取り組みに努めます。

4 未然防止の充実

- ①防災パトロールの実施等により、危険個所の把握に努めます。
- ②土砂流や土砂災害の危険がある箇所については、県等と連携して崩壊対策の実施に努めます。
- ③公共施設の耐震化により、災害時の避難場所等の確保に努めます。
- ④都市下水路の定期的な維持・管理を行い、市街地の浸水対策に努めます。

主 な 取 組

- ◇災害時応援ネットワークの構築（協定等の内容確認、緊急時連絡先の確認等）
- ◇防災行政無線のデジタル化を柱とした防災情報システムの導入
- ◇地域防災計画の抜本的な見直し
- ◇ハザードマップの作成

第2節 防犯

現状と課題

本市の刑法犯認知件数の推移を見ると平成14年997件をピークに増減を繰り返しながら、平成29年には187件まで減少しています。

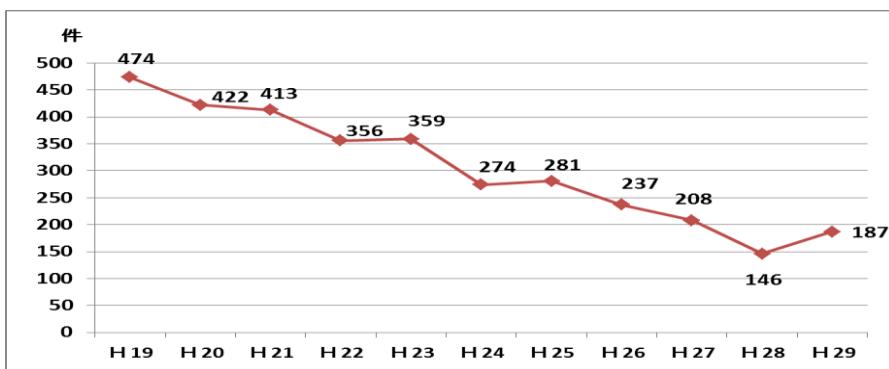
また、近年は高齢者に対する特殊詐欺や女性・子どもを対象とした事件が多発しており、凶悪化・多様化する犯罪態様に対し、女性や子どもをはじめ地域の安全を守ることを基本に犯罪の未然防止を図り、安全・安心なまちづくりを推進しています。

これまでの取り組みとして、警察署や防犯協会など関係機関との連携や街頭啓発、防犯灯^{※1}の設置や取り替えに対する支援、自主防犯組織の活動支援、青色パトロール車の巡回等に努めました。

しかし、近年の社会情勢の変化により犯罪の形態は多様化するとともに、市民を不安に陥れる犯罪は後を絶ちません。

そのため、引き続き、関係機関との連携強化や防犯体制の充実、防犯意識の高揚、防犯環境の充実が求められます。

■宇佐署管内の刑法犯認知件数■



資料：危機管理課

施策の方針

防犯に関する情報提供、街頭啓発、パトロールの強化、防犯灯^{※1}の設置支援などによる防犯環境の整備や自主防犯組織の支援、関係機関・団体との連携強化等による防犯体制の充実に取り組み安全・安心なまちづくりを推進します。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値を記載】

No	指標項目	単位	現況 2017年	目標 2024年
1	刑法犯認知件数	件	— (187)	△50 (137)

【用語解説】

※1 防犯灯・・・自治区等が市の補助金を活用し、集落内に防犯灯を設置。

主 要 施 策

1 防犯環境の整備

- ①防犯灯等の設置・更新を支援します。
- ②みまもり灯^{※2}の設置の推進を図ります。
- ③青色パトロール車による巡回を強化します。

2 防犯体制の充実

- ①市民、関係団体との連携を図り、自主防犯組織の育成に努めます。
- ②警察署・防犯協会等との連携強化により、情報収集に努めます。

3 防犯意識の高揚

- ①広報やホームページ等を活用した情報提供や警察署・防犯協会等と連携した街頭啓発等を行うことにより、防犯意識の高揚に努めます。

主 な 取 組

- ◇防犯灯設置・更新支援
- ◇みまもり灯設置
- ◇青色パトロール車の運行
- ◇自主防犯組織活動支援
- ◇街頭啓発の実施

【用語解説】

*²みまもり灯・・・今まで設置されていなかった集落間を対象に、既存の防犯灯等から100m程度離れた場所に市が防犯灯を設置し、自治区等が電気料を負担。



自主防犯組織の活動、青色パトロール車による巡回



第3節 交通安全

現状と課題

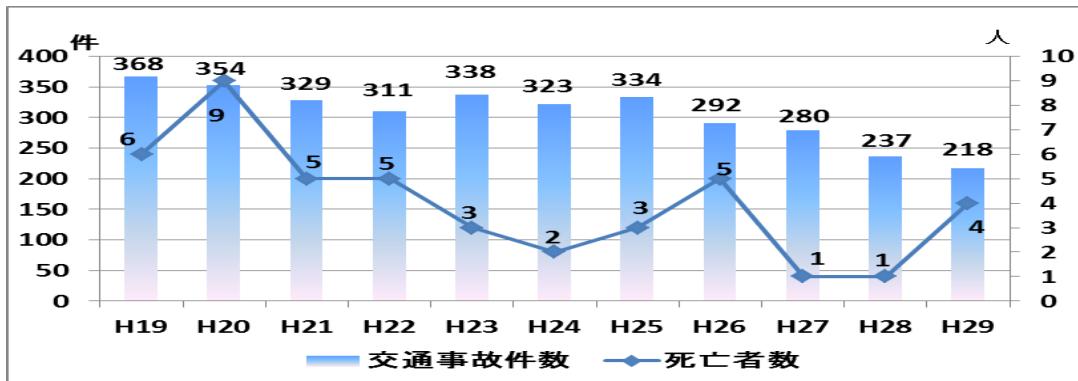
交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年に交通安全対策基本法が施行され、本市においても翌年に宇佐市交通安全計画を策定し、交通環境の整備の推進に努めてきました。その成果もあり、交通事故による死者数は、昭和47年をピークに減少傾向に向かっており、平成27年・28年は統計上最小である1名まで減少しました。

しかし、近年では交通事故による死者のおよそ半数が身近な道路で発生しており、生活道路の交通安全対策の推進が強く求められています。交通事故防止は、市民一人ひとりが交通安全の大切さを絶えず認識しながら取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重の理念の下、交通事故のない誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて、交通安全対策を一層強力に推進する必要があります。そのため、通学路等の合同点検を行い、歩道の整備やカーブミラー・ガードレール等の交通安全施設の整備が求められます。

また、保育園等や各小学校での交通安全教室において、自転車の正しい乗り方やヘルメットの必要性、横断歩道の渡り方等の教育を行うとともに、高齢者への体験型交通安全教室を実施し、反射材の効果や横断歩道以外での道路の横断の危険性の周知を図ります。

さらに、交通事故に遭われた方やその遺族の負担を軽減するための救済活動の充実が求められます。

■宇佐市内の交通事故発生状況■



資料：危機管理課

施策の方針

カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備や、園児・小学生及び高齢者などを対象とした交通安全教室の開催等による交通安全意識の高揚、交通事故被害者及びその家族の救済活動等に取り組み、事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指します。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値を記載】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	市内人身事故発生件数	件	— (218)	△50 (168)
2	市内高齢者による人身事故 発生件数	件	— (91)	△25 (66)

主要施策

1 道路交通環境の整備

- ① 照明設備やカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備に努めます。
- ② 歩道整備や交差点改良、ＩＣＴ等を活用した橋梁・トンネルの点検や補修を実施し、道路交通の安全性の確保に努めます。
- ③ 交通量や道路事情に応じた交通規制の見直しや充実を関係機関に要請するとともに、青色パトロール車による道路の環境点検を行います。

2 交通安全意識の高揚

- ① 交通安全協会をはじめ関係機関・団体等と連携して街頭キャンペーンや総決起大会等を行うとともに、ポスターの掲示、チラシの配布等に努めます。
- ② 幼児交通安全クラブや女性ドライバー協議会、交通安全協会地区分会等の活動を支援することにより、地域に応じた交通安全活動を推進します。
- ③ 幼児、児童、生徒、高齢者などの交通弱者を中心に交通安全教育を行います。
- ④ 広報、ホームページ等の各種媒体を活用して交通安全に関する情報を積極的に発信します。
- ⑤ 交通指導員の資質の向上を図るとともに、その主体的な活動を支援します。

3 救済活動の充実

- ① 大分県交通事故相談所等と連携して、交通事故被害者の不安軽減に努めます。
- ② 見舞金の交付等により、交通遺児となった児童・生徒の経済的支援に努めます。
- ③ 交通事故被害者の救済活動の一環として、大分県交通災害共済への加入を促進します。

主な取組

- ◇交通安全施設（カーブミラー、ガードレール等）の整備 ◇交通安全教室の開催
◇道路ストック（橋梁・トンネル等）の点検や補修 ◇高齢者運転免許自主返納支援

第4節 消防・救急・救助

現状と課題

消防・救急・救助は、市民の生命、身体及び財産を守る大変重要な役割を担っており、高齢化の進行によりその役割はますます重要になっています。

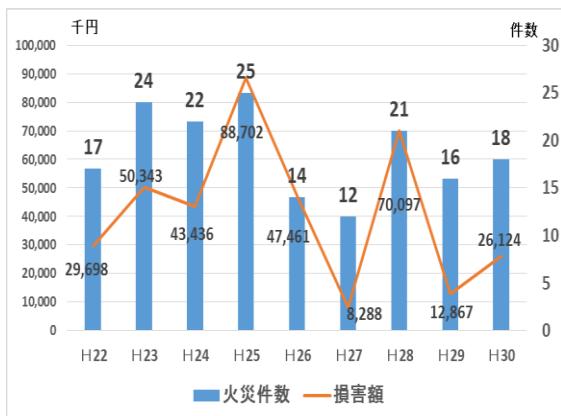
本市においては、職員の資質向上や宇佐市消防力整備計画に基づいた消防車両の更新、消防団の施設・装備の充実、火災予防意識の啓発に努めました。それにより、火災件数は、増減を繰り返しながら減少傾向にあり、火災による損害額についても減少傾向にあります。

しかし、火災の発生がなくなることはなく、住宅火災による死者数は7割以上が65歳以上の高齢者となっています。そのため、火災や事故等の発生時に迅速かつ的確な初期対応が行えるよう、職員の資質向上や人材育成、施設・設備の充実、関係機関との連携強化等による体制の充実が必要となっています。

また、地域による初期消火能力の向上を図るため、消防団員の確保や消防団の施設・設備の充実など消防団の充実に努める必要があります。

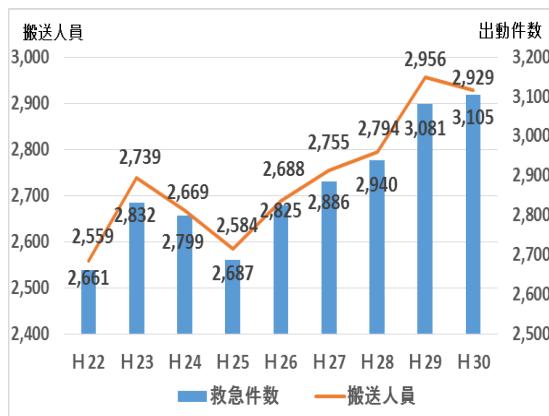
さらに、救急活動においては高齢化の進行等により、救急出動件数が増加傾向にあるため、市民の理解と協力による救急車の適正利用の推進や救急収容医療機関との連携強化が必要となっています。

■火災発生件数及び損害状況の推移■



資料：宇佐市消防年報

■救急出動件数及び搬送人員の推移■



資料：宇佐市消防年報

施策の方針

職員の資質の向上や、施設・設備の充実等による体制の充実や予防意識の啓発等による火災予防の推進、消防団員の確保や施設・設備の充実等による消防団の充実、救急車の適正利用の啓発等に努め、市民の生命、身体及び財産を守ります。

目 標 指 標

【目標指標については、累積の数値を記載】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	消防水利※1箇所充足率※2	%	69	75
2	消防団員数	人	1,061	1,125

【用語解説】

※¹ 消防水利・・・消火栓・防火水槽等、消火のために水を供給する施設で法や基準により、常時貯水量が40立方メートル以上、または、取水可能量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するもの。

※² 充足率・・・消防水利の充足率は、国の消防力整備指針に基づく、平成27年の消防施設整備計画実態調査の充足率で3年に1度見直しがあるもの。

主 要 施 策

1 消防体制の充実

- ①組織体制の充実を図るとともに、研修への参加等により、職員の資質の向上に努めます。
- ②合同訓練等を行い、緊急消防援助隊や大分県防災航空隊等の関係機関との連携強化に努めます。
- ③耐震性貯水槽等の整備により、消防水利の充実に努めます。
- ④消防車両や消防庁舎・消防施設・装備及び人員の充実を図り、常備消防の消防力増強に努めます。
- ⑤ICTを活用した通信指令システムの高度化を推進します。

2 火災予防等の推進

- ①防火対象物や危険物施設への予防査察を行うとともに、防火管理者や危険物取扱者への講習・研修・指導により、安全な事業所の形成に努めます。
- ②自衛消防隊や事業所に対し、消防訓練の実施を促進します。
- ③関係団体と連携した火災予防運動の実施により、予防意識の高揚に努めます。
- ④宇佐市消防団（女性部）、防火クラブ等との連携により、火災予防活動の促進に努めます。
- ⑤広報やホームページ等を活用して、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の普及に努めます。

3 消防団の充実

- ①消防団員の適正な配置と確保により、地域に密着した消防団活動を支援します。
- ②消防格納庫や消防積載車など消防団の施設・装備の充実により、消防団の消防力向上に努めます。

4 救急・救助体制の充実

- ①的確な救急救命処置が行えるよう、救急救命士を養成するとともに、研修への参加等により、救急救命士及び救急隊員の資質向上に努めます。
- ②高規格救急自動車^{※3}など救急装備の充実により救急業務の高度化に努めます。
- ③救急救命講習の開催により、応急手当の知識及びAED^{※4}の正しい取り扱い方法の普及に努めます。
- ④広報やホームページ等の各種媒体を活用して、救急車の適正な利用の啓発に努めます。

主な取組

- | | | |
|---------------------------|------------|--------------|
| ◇耐震性貯水槽等の整備 | ◇消防格納庫整備 | ◇火災予防運動の実施 |
| ◇消防車両・施設装備の更新
(常備・非常備) | ◇救急救命講習の実施 | ◇救急体制の増強計画策定 |
| | ◇消防団員の確保 | ◇本部庁舎の建替検討 |

【用語解説】

※³ 高規格救急自動車・・・救急救命士による高度な処置が行える資機材を積載した救急車。

※⁴ A E D ・・・ 自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator）は、機器が自動的に解析を行い、「心室細動」や「心室頻拍」といった症状の場合、電気ショックによる除細動を決定し、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。使用者に対して、音声メッセージで取扱いの指示をするため、一般の人でも容易に操作することが可能である。



高規格救急車



女性消防団員による救急講習

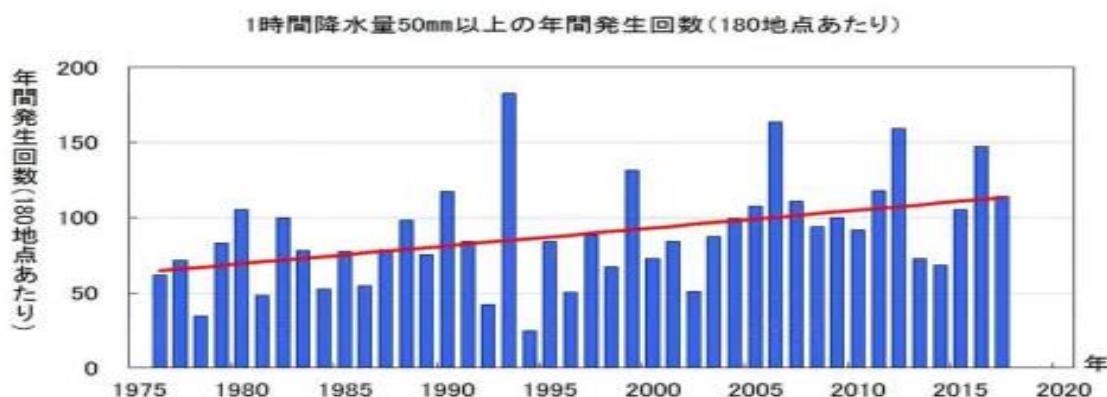
第5節 河川・海岸

現状と課題

本市には、安心院地域を流れる津房川と院内地域を流れる恵良川が合流して宇佐地域の中心部を南北に流れる駅館川、その西側には伊呂波川、東側には寄藻川が平行して流れています。これらの5つの河川は、農業や水道用水としての利用のほか、市民に潤いをもたらす空間として親しまれています。

一方で、近年の大地震や集中豪雨など自然災害が多発し、住民の防災意識が向上しており、海岸や河川内に堆積している土砂や樹木等の撤去により、河道確保等の維持管理が求められています。

また、本市は周防灘に面した長い海岸線を有しており、漁業活動や水辺空間として親しまれていますが、南海トラフや大型台風による津波被害も想定されることから、海岸環境の整備と保全対策が求められます。



(九州・山口県のアメダス地点) 資料：福岡管区気象台

施策の方針

河川改修の促進による治水機能の強化や海岸保全施設等の維持管理による海岸部対策の充実に努めます。

主要施策

1 治水機能の強化

- ①河川拡幅や堤防・護岸整備等を促進し、水害防止に努めます。
- ②河川管理施設の点検・補修や河道掘削・樹木等伐採により、河川機能の維持に努めます。

2 海岸部対策の充実

- ①海岸保全施設の整備及び維持管理により、海岸部の安全対策の充実に努めます。

主な取組

◇河川改修事業（市事業）

◇河川拡幅工事（県事業）

◇河川護岸工事（県事業）

第6節 消費者保護

現状と課題

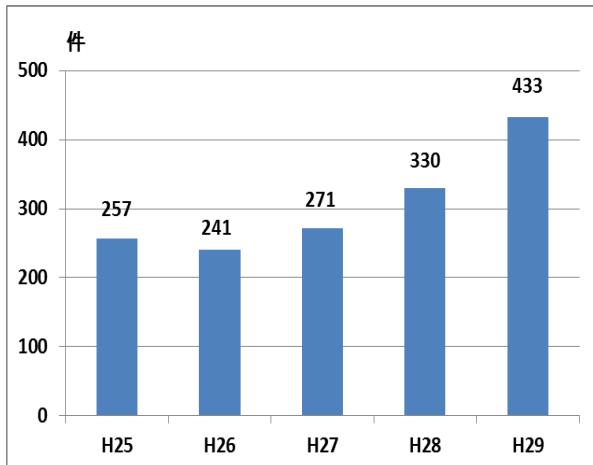
現代社会は、高度情報通信社会と呼ばれ、携帯電話やパソコン、タブレット端末などからいつでも、どこでも気軽にインターネットに接続でき、大変便利になる反面、インターネットをめぐる消費者トラブルが多く発生しています。

また、消費者ニーズの多様化に伴い、高齢者を狙った悪質な訪問販売や送り付け商法、利殖商法などによる被害が増加するとともに、一方では食品偽装や商品・製品事故等が依然として発生しています。

本市においては、平成23年11月に大分県内で3番目となる宇佐市消費者センターを開設し、常時受付を行う相談窓口を創設しました。また、消費生活相談員を配置するとともに、県消費生活・男女共同参画プラザ等が開催する研修に積極的に参加する事によりレベルアップを図り、さらには最新事例等の情報収集にも努めています。

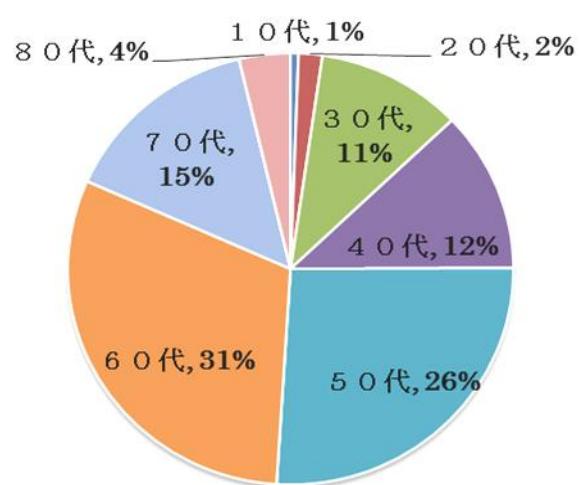
しかし、消費生活に関する相談は後を絶たない事から、関係機関との連携体制の強化が求められるとともに、出前講座の開催や啓発チラシの配布による消費者教育及び情報提供の充実が求められます。また、消費者に生じた被害を回復するための支援の充実が求められます。

■相談件数の推移■



資料：市商工振興課

■相談者の年齢別件数割合■



資料：市商工振興課

施策の方針

消費生活センターの相談窓口の周知や相談員のスキルアップにより、相談体制の強化に努めるとともに、高齢者を中心とした出前講座等の開催による啓発活動の充実に努めます。

さらに、関係機関・団体との連携強化や各種救済制度の周知等により、消費者被害に遭われた方の被害回復支援に努めます。

目 標 指 標

【目標指標については、単年度の数値を記載】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	出前講座への参加者数	人	669	1,300

主 要 施 策

1 相談窓口の強化

①消費生活相談員の育成や研修等により、消費生活センターの相談機能の強化に努めます。

2 啓発活動の充実

- ①出前講座の開催やチラシの配布等により、消費者意識の啓発や消費生活センターの周知に努めます。
- ②広報やホームページなど各種媒体を活用して、消費者被害の未然防止に向け、消費生活に関する適切な情報提供に努めます。

3 被害回復支援の充実

①関係機関・団体との連携により、各種制度の周知や専門の相談窓口の紹介等、消費者被害の回復支援に努めます。

主 な 取 組

- ◇関係機関・団体との連携強化や各種救済制度の周知
- ◇消費生活センターの相談窓口の周知や相談員のスキルアップによる相談体制の強化
- ◇小中学生及び高齢者を中心とした出前講座等の開催による啓発活動の充実



消費生活啓発チラシ